

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹伸幸

被告 日本共産党

## 準備書面(8)

2025年12月1日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

### 被告訴訟代理人

弁護士	小	林	亮	淳	代
同	長	澤		彰	代
同	加	藤	健	次	代
同	尾	林	芳	国	代
同	山	田	大	輔	代
同	松	島		暁	代

被告は、原告第10準備書面および第11準備書面に対し、認否及び反論を行う。

### 第1 原告第10準備書面に対する認否・反論

原告は、第10準備書面において、再審査にかかる手続の瑕疵を繆々主張し、あるいは行政上の不服申立ての手続と対比して、本件再審査手続を論難するが、いずれも再審査を定める規約55条について独自の解釈を述べるものに過ぎず、被告はそれらの主張を全体として争う。

以下では、原告が提起する個別の無用な争点に立ち入ることなく、必要な範囲で認否反論を行う。

1 同1について

特に認否の限りではない。

2 同2について

(1) 同(1)について

被告の挙げる先例がおよそ先例としての価値を有するものではないとの主張は争う。

被告が挙げる先例は、再審査について、党大会として受理し、党大会で選出され、党大会の運営や議事進行に全ての責任を持つ大会幹部団として再審査に對して審査を行った点で、本件除名処分の再審査と同一の手続を踏んでおり、先例としての価値を有するものである。

原告自身、甲36号証の5除名処分の再審査請求書第III部で、新しい請求として第7回党大会の例を挙げ、党大会で選出された大会幹部団が再審査請求について、再審査すべきと判断して、その具体的審査を大会で新たに選出された中央委員会などの機関に委任する決定をし、大会に報告・提案し、大会で採択された先例があるとしているのである。

このように、党大会で選出された大会幹部団が再審査請求を審査し、その判断を党大会に報告し、承認を求める先例があることは原告自身が認めているところである。

(2) 同(2)について

否認ないし争う。

被告は、再審査が申し立てられた都度、再審査を受けた機関が具体的な手続を定めるという運用を行ってきた。

本件再審査については、再審査が申し立てられた党大会において、先例を踏襲して、党大会において民主的に選任された大会幹部団が再審査請求を党大会として受理し、大会幹部団として再審査請求を審査することを決定したのであり、被告の主張には何ら矛盾はない。

### 3 同3について

#### (1) 同(1)について

否認ないし争う。

本件再審査は、被告京都南地区委員会常任委員会が行い、京都府委員会が承認した原告の除名処分について、第29回党大会で選出された大会幹部団（第29回党大会が決定した党大会の機構）が審査を行ったものであり、何ら規約第55条に反するものではない。

本件再審査は、大会幹部団が再審査請求について審査し、却下を決定し、大会幹部団がその結論を党大会に諮り、大会代議員がその決定を承認したものである。

#### (2) 同(2)について

大会の議事次第、党大会の機構である大会幹部団が本件再審査請求について審査をしたとの主張は認め、その余は否認ないし争う。

被告の規約上、再審査請求について、被除名者が中央委員会あるいは党大会において意見を述べる機会は定められていない。

被告は、再審査請求を審査した第29回党大会の大会幹部団全員に、原告の提出に係る除名処分の再審査請求書（甲36の1、2、5、6）を配布しており、それらの内容に目を通した上で、再審査を行っている。

### 4 同4について

全て否認ないし争う。

## 第2 原告第11準備書面に対する認否・反論

原告は、準備書面第11において、再審査手続の違法性が除名処分の決定の違法・無効を導くと主張するが、本件再審査手続には何らの違法性もなく、また、再審査手続が仮に規約の定める手続を履践していない場合であっても、規約に則ってなされた除名処分それ自体の効力とはおよそ無関係である。

以下では、原告が提起する個別の無用な争点に立ち入ることなく、必要な範囲で認否反論を行う。

## 1 同第1について

### (1) 同1について

原告による再審査請求書及びその要約書の提出の経緯、被告が、除名処分の手続について、規約に定める手続を履践しなければならないと認識していることは認め、その余は否認ないし争う。

再審査請求は、処分を受けた党員が、その処分に不服である場合に、処分を決定した党組織に再審査を求めることができることを定めているが、処分それ自体は、その党員が所属する支部の党会議、総会の決定によるとともに、一級上の指導機関の承認をえて確定される（特別な事情のもとでは、中央委員会、都道府県委員会、地区委員会は党員を処分することができる。規約第50条）。再審査手続自体は、再審査事由があるかどうかを審査するものであり、被告において、除名処分の適正手続を構成するものではない。再審査請求の却下は処分それ自体ではなく、再審査で処分が取り消されるなどされない限り、その判断は確定した処分の効力とは無関係である。

また、被告と党員との法律関係は契約関係ではない。党員は、党の綱領と規約を承認することを条件に入党を認められているに過ぎない。それ故、契約関係に基づいて被告に党員に対する除名権限が発生することを前提とする除名権限の濫用（適正手続違反）という考えは、被告と党員の関係には妥当しない。

### (2) 同2について

全体として争う。

行政不服審査法上の審査請求と被告における除名処分に関する再審査とは主体も手続の目的も異なるものであり、両者の比較・検討は無意味である。

また、国家公務員や地方公務員に対する懲戒免職処分と本件とは全く無関係である。

(3) 同3について

全体として争う。

(4) 同4について

争う。

2 同第2について

(1) 同1について

被告第29回党大会2日目の議事進行に関する主張は認め、その余は争う。

前述のとおり、原告の再審査請求を審査した第29回党大会の大会幹部団全員に、原告の再審査請求書（甲36の1、2、5、6）を配布しており、事前にその内容に目を通した上で再審査を行っている。

(2) 同2について

原告の再審査請求書の分量については認め、その余は否認ないし争う。

実際には、大会幹部団の構成員には大会幹部団会議の開始前に再審査請求書は配布されている。また、大会幹部団は、再審査請求を審議するために、大会2日目の午前8時30分より大会幹部団会議を開催している。

以 上